

令和7年

三重県議会定例会会議録

(12月22日
第30号)

第30号
12月22日

令和7年

三重県議会定例会会議録

第30号

○令和7年12月22日（月曜日）

議事日程（第30号）

令和7年12月22日（月）午前10時開議

- 第1 議案第144号から議案第183号まで及び議案第186号から議案第201号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第9号から意見書案第12号まで
〔討論、採決〕
- 第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第5 議案第202号
〔提案説明、採決〕
- 第6 閉会中の継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第144号から議案第183号まで及び議案第186号から議案第201号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号
- 日程第2 請願の件
- 日程第3 意見書案第9号から意見書案第12号まで
- 日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第5 議案第202号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	市	野	修	平
2	番	曾	我	正	彦
3	番	荊	原	広	樹
4	番	伊	藤	雅	慶
5	番	世	古	明	
6	番	市	川	岳	人
7	番	龍	神	啓	介
8	番	辻	内	裕	也
9	番	吉	田	紋	華
10	番	難	波	聖	子
11	番	芳	野	正	英
12	番	川	口		円
13	番	喜	田	健	児
14	番	中	瀬	信	之
16	番	中	瀬古	初	美
17	番	廣		耕	太郎
18	番	松	浦	慶	子
19	番	石	垣	智	矢
20	番	山	崎		博
21	番	野	村	保	夫
22	番	倉	本	崇	弘
23	番	山	内	道	明
24	番	田	中	智	也
25	番	藤	根	正	典

26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宣	三
29	番	田	中	祐	治
30	番	野	口	正	生
32	番	石	田	成	聰
33	番	村	林	正	人
34	番	小	林	豊	
35	番	東		尚	広
36	番	長	田	隆	
37	番	今	井	智	義
38	番	稻	垣	昭	
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	中	嶋	年	規
42	番	青	木	謙	順
43	番	中	森	博	文
44	番	山	本	教	和
45	番	西	場	信	行
46	番	中	川	正	美
47	番	服	部	富	男
48	番	津	田	健	児
欠席議員	1名				
31	番	谷	川	孝	栄
(15)	番	欠			員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐 波 斎

書記（事務局次長）	小野明子
書記（議事課長）	吉川幸伸
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本哲也
書記（議事課係長）	辻詩保里
書記（議事課主任）	藤野和輝

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見勝之
副知事	服部浩
副知事	野呂幸利
危機管理統括監	清水英彦
総務部長	後田和也
政策企画部長	長崎禎和
地域連携・交通部長	生川哲也
防災対策部長	田中誠徳
医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	竹内康雄
環境生活部長	楠田泰司
農林水産部長	杵屋典子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	塩野進
県土整備部長	藤井和久
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	上村告
企業庁長	河北智之

病院事業庁長 河合 良之

会計管理者兼出納局長 天野 圭子

教 育 長 福永 和伸

公安委員会委員 志田 幸雄
警察本部長 敦澤 洋司

代表監査委員 村上 亘
監査委員事務局長 大西 豪尚

人事委員会委員 中村 佳子
人事委員会事務局長 佐藤 史紀

選挙管理委員会委員長 長尾 英介

労働委員会事務局長 出井 隆裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長及び特別委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第9号から意見書案第12号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第202号が提出されたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

政策企画雇用経済観光常任委員会審査報告書

議案番号	件名
183	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月10日

三重県議会議長 服部 富男 様

政策企画雇用経済観光常任委員長 川口 円

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
174	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について
179	三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
180	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について
181	三重県民の森の指定管理者の指定について
182	三重県上野森林公园の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月15日

三重県議会議長 服部 富男 様

環境生活農林水産常任委員長 辻内 裕也

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
159	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
160	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
175	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
176	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
177	みえこどもの城の指定管理者の指定について
178	三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月15日

三重県議会議長 服部 富男 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 廣 耕太郎

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
167	三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案
171	工事請負契約について（一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）
172	工事請負契約の変更について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月12日

三重県議会議長 服部 富男 様

防災県土整備企業常任委員長 龍神 啓介

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
166	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月10日

三重県議会議長 服部 富男 様

教育警察常任委員長 松浦 廉子

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
161	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
162	三重県行政手続条例の一部を改正する条例案
173	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月15日

三重県議会議長 服部 富男 様

総務地域連携交通常任委員長 芳野 正英

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
144	令和7年度三重県一般会計補正予算（第4号）
145	令和7年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
146	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
147	令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
148	令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
149	令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
150	令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

151	令和7年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
152	令和7年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
153	令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
154	令和7年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
155	令和7年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
156	令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
157	令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
158	令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
163	三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
164	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
165	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
168	当せん金付証票の発売について
169	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
170	国営青蓮寺用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
186	令和7年度三重県一般会計補正予算（第6号）
187	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
188	令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
189	令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）

190	令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
191	令和7年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
192	令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
193	令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
194	令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
195	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
196	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
197	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
198	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
199	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
200	令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）
201	令和7年度三重県一般会計補正予算（第8号）
議提5	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議提6	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月18日

三重県議会議長 服部 富男 様

予算決算常任副委員長 田中 智也

請願審査結果報告書

(新規分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請51	私学助成に關することについて	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 北村 浩文 ほか20名	荒原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 喜瀬 児之 中瀬 健兒 中山 道博 山村 林明 小林 正聰 長田 尚人	採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請52	先生増やして、ゆきとどいた教育を求めるについて	亀山市本町4-7-9 -1 教員不足の解消を求める連絡会 代表 川邊 一弘	吉田 紋華	不採択

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請53	豊かな伊勢湾に向けた取り組みに關することについて	津市広明町112番地の5 第3いけだビル3階 一般社団法人 西日本閉鎖性海域連携推進機構 代表理事 木室 啓治 津市広明町112番地の5 第3いけだビル3階	荒原 広樹 吉田 紋華 難波 子英 芳野 正兒 喜瀬 健兒 中山 道明 田中 智也 山村 聰	採択

		三重県環境整備事業協同組合 理事長 木村 俊哉	小林正人 長田隆尚 中嶋年規	
--	--	----------------------------	----------------------	--

意見書案第9号

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等 に関する意見書案

上記提出する。

令和7年12月12日

提出者

政策企画雇用経済観光常任委員長

川口円

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等 に関する意見書案

令和3年6月、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目標とした、14の重要な分野における実行計画を含む成長戦略が示された。自動車産業に関しては、2035年までに乗用車新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）100%を実現するとの目標が掲げられ、電動車の普及促進に取り組んでいくことが重要である。

このような中、日本の電動車比率は、令和5年の国内新車販売において5割程度になったものの、電気自動車及び燃料電池自動車の比率は低く、かつ燃料電池自動車は前年から販売台数が減少している。2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するためには、魅力ある製品の提供とインフラの整備を両輪で進めていく必要があり、充電設備、水素ステーション等の更なる設置の加速化が求められる。

また、自動車産業は、慢性的な人手不足、エネルギー及び原材料価格高騰、カーボンニュートラル実現にも寄与するGX・DXへの対応等の山積する産業課題への対応も求められている。持続的な産業の維持及び発展に向けては、国内で良質かつ多くの雇用を生み出す自動車産業に係るサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組の推進が不可欠となることから、中小・中堅企業も含めた事業変革へ対応していく新規投資を進めていくとともに、既存製品の生産性向上を行う企業への支援についても拡充が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等について、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 充電・充てんインフラの拡充をはじめとした次世代エネルギー車普及に資する環境整備を進めること。
- 2 事業転換又は成長投資への支援を行い、中小・中堅企業支援を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

三重県議会議長　服　部　富　男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、GX実行推進担当大臣

意見書案第10号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和7年12月15日
提出者
環境生活農林水産常任委員長
辻 内 裕 也

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。そのため、将来を担う子どもたちが、家庭の経済状況にかかわらず、多様な教育方針の中から、本当に進学したい学校を安心して選択できるような教育環境を整えることが重要である。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

現在、公立高等学校については、令和7年4月から全世帯で授業料が実質的に無償化となった一方、私立高等学校については、国において授業料の実質無償化に向けた検討が行われている段階であり、年収約590万円以上の世帯において依然として学費を負担している状況である。

また、近年のエネルギー、食料等の物価高騰及び少子化の影響のほか、教員の待遇改善、障がいのある生徒への支援、ＩＣＴ環境整備への対応等を進める必要があることから、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

したがって、公私間の教育費に係る公費負担格差の解消及び私立学校に修学する生徒等の保護者に係る経済的負担の軽減を図る必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

1 現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の充実を図ること。

2 就学支援金制度について、家庭の経済状況に関係なく子どもたちが本当に進学したい学校を選択できるよう、支援の拡充強化を行うこと。特に、私立高等学校の授業料無償化は令和8年度に確実に実現すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第11号

日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書案

上記提出する。

令和7年12月15日

提出者

難 波 聖 子

小 林 正 人

日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書案

刑法第92条には、外交への悪影響を避けるために「外国国章損壊等」に対する罪が定められており、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者に対して、刑罰を科することとなっている。

一方で、我が国の国旗等を自ら損壊しようとする人はいないとの当然の前提に基づき、我が国の国章の損壊等に対する刑罰は存在しない。

しかしながら、侮辱的な意思を持って我が国の国旗等を損壊し、又は汚損す

るなどの事例は存在する。また、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のもも尊重するようになることが期待されて国旗及び国歌に関する法律が制定されたが、その趣旨を踏まえると刑罰についても外国国章と同様に定めておくべき状況にある。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、表現の自由の観点から刑罰の新設は問題であるのではないかとの主張もあるが、そもそも自国の国旗等を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、本県議会は、国に対し、速やかに日本国国章損壊の罪を制定するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

三重県議会議長　　服　部　富　男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

意見書案第12号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書案

上記提出する。

令和7年12月15日

提出者

荊　原　広　樹
龍　神　啓　介
吉　田　紋　華
難　波　聖　子
芳　野　正　英
喜　田　健　児

中瀬信之
山崎博
山内道明
村林聰
小林正人
長田隆尚

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書案

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛、めまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるものの、社会的認知はなお十分とは言えない。

特に、脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では多くの患者が障害等級のうち第12級として認定されている一方で、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、本県議会は、自賠責保険が被害者救済の理念を十分に発揮する観点から、公平性及び透明性の高い後遺障害等級の認定体制を整備するため、国に対し、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

1　自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する障害等級の認定手続として、高次脳

機能障害の場合における自賠責保険高次脳機能障害認定システムと同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）を構築すること。

2 自賠責保険の後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、被害者及びその代理人並びに裁判所等が当該資料の開示を求めた場合において、労災保険と同様に開示できる制度とすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

三重県議会議長　服　部　富　男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

提　出　議　案　件　名

議案第202号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

委　員　長　報　告

○議長（服部富男）　日程第1、議案第144号から議案第183号まで及び議案第186号から議案第201号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。川口　円政策企画雇用経済観光常任委員長。

〔川口　円政策企画雇用経済観光常任委員長登壇〕

○政策企画雇用経済観光常任委員長（川口　円）　政策企画雇用経済観光常任委員会に審査を付託されました議案第183号三重県営サンアリーナの指定管理者の指定についてにつきましては、去る12月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を

可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 辻内裕也環境生活農林水産常任委員長。

〔辻内裕也環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（辻内裕也） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第174号三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について外4件につきましては、去る12月11日及び15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県自転車安全利用条例（仮称）についてであります。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用する身近な交通手段である一方、自転車が関係する交通事故は後を絶たず、県内の自転車利用者のヘルメット着用率が3割に満たないなど、課題が山積しています。

このような中、県当局においては、自転車の安全利用に特化した新たな条例について、制定に向けた検討が進められているところです。

近年、道路交通法の改正等を受けて、16歳以上であれば誰でも運転できる電動キックボード等の利用がシェアリングサービスを中心に全国的に広がっています。これらは新たな交通手段として期待される一方、交通事故及び交通違反の増加が社会的な問題となっています。

県当局におかれましては、自転車に限らず、電動キックボードをはじめとする特定小型原動機付自転車についても条例の対象に含め、交通事故の防止、安全利用の推進等を目的とした条例を検討されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第159号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案外5件につきましては、去る12月15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

病院における面会の実施に関する状況調査についてであります。

このたび、本委員会からの求めに応じて、各病院における面会のルール等についての調査が実施され、その結果報告がなされました。

その結果、コロナ禍以前においては、約9割の病院が面会に関するルールを設けていなかったこと、5類感染症に移行した現在においては、約8割の病院は、患者の容体等によって個別に柔軟な対応を行っているものの、約9割の病院が面会時間や人数に係るルールを設けていることが分かりました。

また、ホームページ等で公表されている情報によると、約5割の病院で、小・中学生や未就学児等の面会に関するルールが設定されており、子どもたちが、親や祖父母など家族と面会する機会が十分に確保されていない可能性があります。

面会は、患者やその家族の生活の質を保つ上で重要であり、それは病院だけでなく、介護施設においても同様と考えられます。このため、県当局におかれましては、病院や介護施設において、県民の面会の機会が確保されることが重要であることを認識いただき、しっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 龍神啓介防災県土整備企業常任委員長。

〔龍神啓介防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（龍神啓介） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第167号三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る12月10日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 松浦慶子教育警察常任委員長。

〔松浦慶子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（松浦慶子） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第166号公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る12月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 芳野正英総務地域連携交通常任委員長。

〔芳野正英総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（芳野正英） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第161号三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る12月11日及び15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 田中智也予算決算常任副委員長。

〔田中智也予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第144号令和7年度三重県一般会計補正予算（第4号）外38件につきましては、去る12月10日から15

日まで及び18日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月18日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第145号から議案第158号まで、議案第163号から議案第165号まで、議案第168号から議案第170号まで、議案第186号から議案第194号まで、議案第196号から議案第199号まで及び議案第201号並びに議提議案第5号の35件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第144号、議案第195号及び議案第200号並びに議提議案第6号の4件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、12月10日から15日まで及び18日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、教育警察分科会委員長から報告がありましたので、申し述べます。

公立学校における盗撮防止に向けた対策についてであります。

名古屋市の小学校における盗撮事案の発生から、学校における児童生徒の盗撮被害防止について議論を重ねてきました。その結果、全ての県立高校に盗撮カメラ探知機を導入するなど、今回の補正予算に反映されました。今後は、しっかりと運用し、県立高校における生徒の盗撮被害対策を徹底されるよう要望するとともに、2点述べさせていただきます。

まず、防犯カメラの設置の検討についてであります。

これまで議論してきたところですが、盗撮防止対策としての防犯カメラの設置は一定の抑止力があり、有用であると考えます。

県当局におかれでは、他自治体の設置状況も加味し、生徒や教職員のプライバシーに十分配慮しながら、引き続き検討を進めることを要望いたします。

次に、小・中学校との連携についてであります。

学校における盗撮被害は、小学校、中学校、高校のどこで発生するか分かりません。

県当局におかれでは、県立高校における盗撮カメラ探知機の運用方法、効果等を検証し、その結果を適宜市町に共有し、小・中学校における盗撮被害防止につなげるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

四つの議案に反対、その他の議案には賛成する立場で、今から反対討論をいたします。

まず、議案第144号令和7年度三重県一般会計補正予算（第4号）についてです。

総務費、生活文化費、人権施策推進費の人権施策総合推進事業費において、部落差別解消条例（仮称）に係る検討等に係る増額ということで、53万円が計上をされています。

今、三重県が示している部落差別解消条例（仮称）、その制定に対しての三重県の立場というものは、法律上既に存在しない同和地区に対して解消が進みつつある部落差別をわざわざ特別化する条例であり、20世紀の遺物とも言える、時代に逆行するものだと考えます。

特に、2016年参議院法務委員会における部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議においては、格段の配慮をすべき事項が挙げられています。

1点は、教育及び啓発を実施するに当たっては、新たな差別を生むがないよう留意しつつ配慮することとあります。

ほかにも1点、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等で部落差別の解消を阻害していた要因を踏ま

え、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に施策を実施することとされています。

三重県内では、過去にこのような事例がありました。

1999年の部落解放同盟三重県連合会が行った松阪市での確認・糾弾会、その対象であった松阪商業高校校長の自死事件が起こりました。

その確認・糾弾会をめぐる裁判で、教育委員会が賠償することが名古屋高裁で確定しています。

その部落解放同盟三重県連合会の執行委員長が、今後、条例制定の検討に当たって有識者会議のメンバーとなることが、先日の環境生活農林水産常任委員会において明らかにされました。

その同一の人物による過去、2016年の上野同和教育研究協議会における発言には、このようなものがありました。うちの住民が差別事件を受けたらいのになと思う。死なん程度の差別は受けたらしい。そこから何かしやなあかんということが起きてくる。運動という中では、若い人も何でと一緒に立ち上がってくれるということは一つの部分といった趣旨の発言です。つまり、差別事象が起こることによって若い人が立ち上がり、組織が存続できる活力になるとも取れるような趣旨の発言がありました。

差別行為が組織の存続の鍵だというような、本当に差別をなくしていく気があるのか、疑問が残る発言だと日本共産党は評価をしています。

いまだに三重県でも人種差別や性差別、障がい者差別、思想差別など、差別の問題は後を絶ちませんが、特定の事象のみを特別扱いして異ならせていくこと、まさにこれは差別解消に逆行し、真の人権平等に向いていかないと考えるため、強く反対します。

続いて、議案第195号知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案、これは特別職の期末手当アップが含まれる議案、議案第200号令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）、これは議員の手当の増額のための予算が含まれているもの及び議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案、

これは三重県議会議員の期末手当アップが含まれているものになります。

これら三つの議案に対しての考えですが、三重県民本位の県政運営のために、特別職及び議員というのは重要な職業であることは間違ひありませんが、県民は、実質賃金の上昇がなかなか実現しない中、生活の苦しさが増しています。そのような状況の中で、県民の理解を得られるものではないと思います。

また、これに加え、議員や特別職の収入がそもそも高いことやその男性割合の高さを考えると、ジェンダーギャップの解消や男女の賃金格差の是正に逆行するため、反対といたします。

皆様からの賛同を賜りますようお願い申し上げまして、以上で私の討論といたします。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第145号から議案183号まで、議案第186号から議案第194号まで、議案第196号から議案第199号まで及び議案第201号並びに議提議案第5号の54件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

[投票開始]

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第144号、議案第195号及び議案第200号並びに議提議案第6号の4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

[投票開始]

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第144号及び議案第158号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じましたので、会議規則第35条の規定により、議案第144号及び議案第158号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

請願の審議

○議長（服部富男） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会及び特別委員会の審査の結果は、請願審査結

果報告書のとおり採択2件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

請願第52号先生増やして、ゆきとどいた教育を求めるについて、委員会での不採択という決定に反対、採択すべきとの立場で討論をいたします。

請願者の方の思いを私から代弁させていただきたいと思います。

教育現場での教員不足は長らく叫ばれ続けている問題となっています。その根本原因は何なのでしょうか。

三重県の教員は、標準定数の90%しか正規に採用されていません。残りの10%、約2000人を、毎年度初めに非正規で臨時的に任用して切り抜けるということを続けています。約2000人不足している状態から始めようとしているのです。その結果、今年度のスタートで欠員が生じたまま新学期が始まったのが、小学校、中学校で16件あったと聞いています。そのうち10件は担任だったそうです。それだけではありません。これに加えて、常勤の教員を配置すべきところを、人が見つからずに非常勤講師で対応したという例が、小・中・高・特別支援学校合わせて124件あったそうです。

年度のスタートですら既に足りていない。だから、年度途中で休む先生の補充が見つからない。この連鎖を断ち切るために、正規教員の割合を高め、臨時、つまり非正規に頼っている状態を根本的に改めることが何よりも有効

な方策です。

国もこのような教員不足の状況に対して、今年度から、産育休の補充を正規採用教員で充てても国庫補助の対象とすることとしました。この制度を最大限活用するだけでも、正規採用教員を相当数増やすことができます。

また、文部科学省は、「教師不足」に関する実態調査という詳細な全国調査を行っています。

総務省は、会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアルの中で、繰り返し臨時の任用の乱用を戒めています。

流れはあります。しかし、残念ながら、これらの国の政策では不十分です。今後、子どもの数が減って、ひょっとすると教員不足は自然に解消すると考える向きもあるかもしれません。もしそうだとしても、それは一体何年後になるのでしょうか。未来の可能性のために、今の子どもたちに我慢を強いていいということにはなりません。国からの改善策を待ってはいられません。何年後の可能性を待ってはいられません。そういうふうに考えざるを得ないと考えます。

この考えを受け、三重県が独自に学級編制基準を改善し、35人学級、そして30人学級に向かうときにも、そのために必要な教員を正規採用で増やすことを、私からも必要だと訴えたいと思います。

県で得ける策を考えて実施するよう後押しする県議会の立場からも、現場の県民の声に寄り添った態度を取るべきと考えます。県教育委員会の方針に寄り添う姿勢は、県民の理解を得られません。

そういったことから、委員会の不採択という決定に反対をし、この請願を採択すべきという立場での討論を終わります。議員の皆様からの賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、請願第51号私学助成に関することについて及び請願第53号豊かな伊勢湾に向けた取り組みに関することについての2件を一括して採決いたします。

本件をいざれも委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

[投票開始]

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本件をいざれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第52号先生増やして、ゆきとどいた教育を求めるについて採決いたします。

本件に対する委員会の決定は不採択であります。採決は採択について行います。本件を採択することについて投票願います。

[投票開始]

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 1

反対 44

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第51号 私学助成に関することについて

意 見 書 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第3、意見書案第9号カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等に関する意見書案、意見書案第10号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第11号日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書案、意見書案第12号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第11号及び意見書案第12号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第11号及び意見書案第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。38番 稲垣昭義議員。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稻垣昭義） 新政みえ、四日市市選挙区選出の稻垣昭義です。

今定例月会議に提出されました意見書案第11号日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書案に反対の立場で討論をいたします。

反対するに当たり、新政みえでの議論の一端を、まずお伝えしたいと思います。

そもそも国章は、いずれの国でも、国家の象徴として大切に扱われるべきものであり、国民のアイデンティティーの源として重要な役割を果たしているものです。そのため、国章をみだりに損壊してはならないことは明白です。日本では、これまで、このことは当たり前のことであり、国章損壊の罪といったものをわざわざつくる必要はありませんでした。もし、日本でも、国章が国家の尊厳や国民感情を象徴するためのものであることが共有できなくなっているために、国章損壊の罪の制定が必要であるというなら、より丁寧で慎重な議論が必要です。

国会では、参政党が、日本国国章損壊罪を新設する刑法改正案を提出されましたが、審議未了により廃案となりました。国会での議論はまだされておりませんが、国章損壊罪について様々な論点がある中、大きなものを四つ述べます。

一つ目は、立法事実があるかということです。自由民主党の岩屋毅前外相は、立法事実がないから反対と主張されていますが、SNSでは相当な批判を浴びています。必要性のない不合理な処罰拡大のおそれを十分考えた冷静で慎重な議論が必要です。

二つ目は、官公庁に掲げられた国章を損壊するような限定的なものなのか、全ての国章への損壊行為を対象とするのかといったことです。後者であるならば、映画や造形など、芸術表現も処罰の対象となる可能性があるのではないかという論点もあります。どの表現が許されるのか、罪となるのかの線引きは、まだ十分に議論がなされていないのが現状です。

三つ目に、外国国章損壊罪があるのに、自国の国章損壊罪が存在しないのは不具合だという論点があります。外国国章損壊罪の保護法益は、他国との日本の対外的な安全と国際関係であり、外国の名誉や尊厳を守るためのもの

ではありません。このような、自国の国章損壊罪の保護法益と異なることをどう考えるのか。また、外国国章損壊罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起できない親告罪ですが、自国の国章損壊罪の構成要件はどうするのかなどの問題もあり、そもそも同列で論じられるものなのでしょうか。

最後に、国章損壊罪の規定追加については、器物損壊罪の適用で十分ではないかという論点が存在します。過去においては、国体会場で日の丸を引き下ろし、焼却した事件があり、器物損壊罪などの罪で有罪となった事例もあります。侮辱罪や名誉毀損罪、建造物侵入罪、業務妨害罪も状況によっては適用できる中で、既存の刑罰との兼ね合いも議論が必要です。

このように、新政みえで議論をしただけでも多くの論点があり、まだまだ時間が足りない状況です。

私たちは、国民の一人として、もし日本が、国章が国家の尊厳や国民感情を象徴するためのものであることが共有できない国になっているなら、国章損壊の罪を制定することについて考える時期に来ているのかもしれません。しかしながら、その議論は本来国会でされるべきですが、まだ国会での議論は始まっていないのが現状です。

国会においては、国章損壊の罪の立法事実も、構成要件も、保護法益も全く議論されていない状況の中、県議会の役割として、国会に対して議論を求めるることは必要かもしれませんが、全く中身が空っぽ、白紙の状態であるものを、感情や空気感だけで早期制定を求めるることは、自治体議員としてよくよく考えるべきことがあります。

国会での議論が始まっておらず、制定の可否を判断する材料が乏しい状況の中で、早期に国章損壊罪の制定を求めるることは、三重県議会としては慎重であるべきと考えます。

三重県議会基本条例の前文には、「本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、眞の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し」とあります。これまででも、国政課題における内容の意見書が、三重県議会の中で可否の判断がなされてきましたが、三重県議会では、

議論を尽くすという議会の本分を守るために、国や政党等との立場の違いを踏まえて一致点を見いだすための努力を積み重ねてきました。

今回の意見書案は、1政党のみしか提出されていない法案の早期制定を求めるものであり、国会の中でも議論はこれからという段階です。県議会での議論を十分に行うための材料がない中で結論を急ぐのは、政党のパフォーマンスに地方議会が利用されるという懸念を感じます。そのため、各会派で構成される政策担当者会議では、少なくとも国会での議論が始まり、さきに指摘したような論点が明確になってからでも遅くはないのではないかという要請を、各会派から参政党に対して行ってきたところです。これは、議会として議論できる環境を整えて徹底して議論を行うという三重県議会の伝統であり、そのための調整を求めたものです。これまでの諸先輩方が築いてきた、丁寧な議論を積み重ねてきた伝統を大切にするといった意味でも、今回の意見書には賛成することはできません。

最後に、もう一度申し上げます。国章は、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われるべきものです。国民のアイデンティティーの源として重要な役割を果たしているものです。そのため、国章をみだりに損壊してはならないことは明白です。

国民の自由や基本的人権を制限する新しい刑罰を設けるには、そのために保護される公共の福祉、利益があり、立法事実が必要です。私たち政治家はそのことに対して慎重で丁寧な議論をしなければいけません。新政みえでの議論を通じて、私は改めてそのことを感じました。

以上の理由により、現状では、日本国国章損壊の罪の早期制定を求めることは、議会人として賛成することはできないことを申し上げ、議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げ、私の反対討論といたします。 (拍手)

○議長（服部富男） 10番 難波聖子議員。

[10番 難波聖子議員登壇]

○10番（難波聖子） 桑名市・桑名郡選挙区選出、参政党の難波聖子です。初めて登壇させていただきます。よろしくお願いいたします。

意見書案第11号には賛成、第9号には反対の立場で討論いたします。

まずは、意見書案第11号日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書案に賛成の立場から討論をいたします。本意見書案を提出するに当たり、議員の皆様方より多数の御意見を頂戴いたしましたことに、まず、心より感謝を申し上げます。

国章損壊罪制定に関する国会の動きは過去にもありました。

平成24年、当時野党であった自由民主党が提出した法案では、審議未了で廃案となっていましたが、もし、そのときに法案が制定されておれば、抑止力となり、その後、日本国旗を侮辱する目的で損壊する行為は起きなかつたかもしれません。そして、今回、日本国国章損壊罪を制定し、外国国章損壊罪のみ存在する矛盾を是正すると盛り込んだ自由民主党と日本維新の会との連立政権合意書が本年10月20日に締結されたことにより、来年の通常国会での審議が確実視される中、その動きを待つべきであると、先立っての意見書案の提出は時期尚早である旨の御意見が多く聞かれました。

しかしながら、国と地方との関係が対等であることは言うまでもなく、地方自治法第99条には、普通地方公共団体の議会が、国会または関係行政庁に対し意見書を提出できることが明記されており、地方議会が意見書をもって国に早期の対応を求めるることは、過去においてもありました。憲法改正に関することや北朝鮮拉致問題の早期解決を求めるものなど、多岐にわたり、また、各政党の主張に関する内容のものについても例外ではありません。来年の通常国会で確実に審議される保証がない現在において、本意見書案を採択することは、地方議会が県民のためにその機能を發揮し役割を果たす上で、何ら疑義が生じるものではないと考えられます。

このことを冒頭に申し上げた上で、まず、立法事実について申し上げます。立法事実には、社会的混乱、国民の不安、秩序の動搖といったような、目に見えにくくとも現実に存在する被害も含まれます。

昨今、政治活動や選挙運動における街頭演説などにおいて、日本国旗に黒で大きくバツと書かれたものが高々と掲げられた事象が発生していることは

御承知のことと思います。外国国章の損壊のみ刑罰が存在し、日本の国章が損壊されることに刑罰がないことで、国家象徴秩序という目に見えない社会の基盤としての日本国旗に大きくバツを書かれ、蹴られ、踏みつけられる様子を目の当たりにした多くの国民が、違和感では済まされない深い悲しみと憤り、屈辱と不安を感じました。これを立法事実とすることに何の疑義が生じるのでしょうか。

また、表現の自由を侵害するのではないかとの懸念について申し上げます。表現の自由が無制限に認められているものでないことは、重々御承知のことと思います。日本国国章損壊罪が問題としているのは、国を侮辱する目的で国家の象徴を物理的に損壊する行為であり、国に文句を言うことや政府を批判することを罰するものではありません。あえて申し上げるのであれば、国を大切に思う、国旗を敬うことは、どの国の国民にとっても自然な行為として疑う余地もなく、決して軍国主義などではなく、国家主義でもありません。私たち日本人の純粋な愛国心にほかならないのです。その純粋な愛国心の象徴が、侮辱の対象としてバツを書かれ、蹴られ、踏みつけられる、このようなことが表現の自由であるとして容認されるような日本社会を次世代に引き継ぐことは断じてできません。日本国国章損壊罪は、最低限の国の尊厳を守る法律です。国旗を敬えと強制するものでも、国に忠誠を誓えと強制する法律でもありません。超えてはならない一線を引くということです。

では、日本において、なぜ自国の象徴である国旗を損壊するということが起きるのでしょうか。それが、もし日本人の手で行われているのであれば、戦後の教育により自尊心を失い、自虐史観を植え付けられ、国歌や国旗に敬意を持つことに罪悪感を抱かせ、日本人が自然に持っていた精神性、公共性は薄れ、世のため人のためと思う利他の心、自分たちを誇りに思う心、先人たちが残してくれたものを後世に残そうとする心、敬神崇祖の心、これらの当たり前の心が弱くなっているのではないでしょうか。国旗に敬意を表す、国の成り立ちを知り、神話や歴史を語る、これらは本来どの国でも自然な行為です。日本に生まれてきてよかつたと思える教育を受けることで、秩序あ

る社会の一員として子どもたちは育つのではないでしょか。

改めて申し上げます。今回提出の本意見書案は、早期制定を求めて、確実に国会での議論を前に進めていただくものであります。日本の秩序ある社会を守るために刑罰を設けざるを得ない状況を憂いつつ、今後も起こり得る日本国旗を侮辱する行為に対し、毅然とした態度で対応するために、三重県各地を代表する日本国民である議員各位の皆様、何とぞ本意見書案に御賛同を賜りたく、ここにお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

続きまして、意見書案第9号カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等に関する意見書案について、反対の立場で討論をいたします。

私が所属しております参政党は、日本政府が進めております脱炭素政策自体を見直す必要があると考えております。

世界におけるCO₂排出量は中国が約30%を占めており、次にアメリカと続き、日本は約3%で世界第5位に位置づけされておりますが、仮に日本が排出量削減の目標を達成したとしても、地球温暖化を防ぐ効果はマイナス0.006度との試算も出ており、そのために、10年で150兆円規模の投資をするのは合理的ではないと考えるからです。

そして、アメリカはトランプ政権へと替わり、再びパリ協定脱退を表明しました。

また、先日EUは、エンジン車の新規販売を2035年から原則禁止する政策を撤回する方針を発表しました。

これらを踏まえまして、我が国でのカーボンニュートラル実現に向けた取組である2035年までに乗用車新規販売を電動車で100%を実現することを目標としておりますが、現在、電動車の販売実績でハイブリッド車が新規販売のほとんどを占めております。ハイブリッド車以外の電動車がなかなか普及しないのは、以下申し上げます理由が考えられます。

電気自動車で例を挙げますと、バッテリーが重く、車体重量が3割増しになり、それによりタイヤの摩耗が著しく、道路の破損が増える。充電切れの

場合、レッカー車が必要。リチウムイオンバッテリーは極寒となると電気の消耗が激しく、充電にもさらに時間がかかるなどの不利益が挙げられます。

このようなことから、電気自動車は維持費もかかり、所有すること自体が大変になります。さらに、電気自動車の製造過程で発生するCO₂の排出量は一般的な自動車の製造過程よりも多く、脱炭素を目指すこととの矛盾が生じます。そういった不利益や矛盾を解決することが先決ではないでしょうか。

また、本意見書にある、電動車を普及させるために事業転換、成長投資への支援をし、中小・中堅企業の支援を拡充することですが、日本が誇るハイブリッド車の産業基盤と市場の実情を総合的に考えれば、充電インフラを必要とせず、電力供給能力の弱い地域でも活躍できるハイブリッド車の製造技術の継続こそが中小企業を守り、日本の自動車産業全体の発展のための合理的な道と言えます。

以上の点から、本意見書案に反対とさせていただきます。

意見書案第11号に賛成、第9号は反対として、私の討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（服部富男） 9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

私からは、意見書案第11号日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書案に対して反対の討論をいたします。

2012年、自由民主党が国旗損壊罪を新設するための刑法改正案を国会に提出した際の日本弁護士連合会会長の声明を参照いたします。

「日本において国旗とされる日の丸は国民の間に広く定着しており、愛着を感じる人も少なくない。しかし、国家の威信や尊厳は本来国民の自由かつ自然な感情によって維持されるべきものであり、刑罰をもって国民に強制することは国家主義を助長しかねず、謙抑的であるべきである。同法案は、損壊対象の国旗を官公署に掲げられたものに限定していないため、国旗を商業広告やスポーツ応援に利用する行為、あるいは政府に抗議する表現方法とし

て国旗を用いる行為なども処罰の対象に含まれかねず、表現の自由を侵害するおそれがある。

この点、米国では、連邦議会が制定した国旗保護法の適用に対し、連邦最高裁が『国旗冒とくを罰することは、この象徴的存在をかくも崇敬され、また尊敬に値するものとせしめている自由を弱体化させる』として、違憲とする判決を1990年に出している。

日の丸は、戦前、国家主義高揚の手段の一つとして使われた経緯を有しているため、国旗・国歌法が制定された今日においても、過去のいまわしい戦争を想起させるとの意見、また近隣諸国民に対する外交上の配慮から、日の丸は国際協調を基本とする現行憲法にふさわしくないとする意見も少くない。国旗・国歌法制定の際の国会質疑においても、こうした過去の経緯に配慮して、国旗・国歌の義務付けや尊重規定を設けることは適当でない旨の政府答弁がなされている。

これに対し、国旗損壊罪を制定している諸外国の中でも、ドイツやイタリアは第2次大戦中の国旗を現在は国旗として使用していないことを考慮すれば、第2次大戦中の国旗を現在も使用している日本においては、国旗損壊罪の法制化に当たり上記のように戦争被害を受けた内外の諸国民の感情に配慮する十分な理由がある。」

引用は以上でありますが、13年も前に出された声明です。非常に参考になると考えます。

今、再びこの議論を、という流れがありますが、SNS上で見られるこの意見書案への肯定的な意見は、まさに極右思想の扇動と言えるものだと感じています。

過去、日本は、ドイツ、イタリアと独裁政治の形態を歩みました。日本共产党は、戦前、1922年から戦争反対及び国民主権の政治の実現を掲げ、治安維持法で人権侵害の弾圧を受け、多くの仲間を失いながらも命がけで国民の命と平和を守るために戦ってきました。

現代も、事実に根差して歴史を認識し、議会制民主主義の中で議論を尽く

し、戦争は二度としないと誓った日本国憲法の理念実現のために日々取り組み、近隣のアジア諸国と対話で平和を構築するべく実践をしています。

侵略戦争と植民地支配をなかつたことに対する歴史修正主義、その思想は愛国とは言えないと考えます。真の愛国とは、自分の国の歴史を正しく認識し、過去の過ちを繰り返さないよう反省し、そして前向きに改めていくことではないかと考えます。

以上を、この意見書案第11号への反対討論といたします。議員の皆様からの賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第10号及び意見書案第12号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

[投票開始]

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

[投票開始]

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 22

反対 23

よって、本案は否決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。田中智也予算決算常任副委

員長。

〔田中智也予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（田中智也） 予算決算常任委員会における令和8年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、令和8年度当初予算編成関係の調査として、7月の令和7年版県政レポートに係る調査に始まり、10月から11月にかけて決算審査を行いました。

また、10月から当初予算編成に向けての基本的な考え方について調査を行い、今月には、本委員会及び各分科会において、各部局の当初予算要求状況について慎重に調査を行ったところであります。

本県の財政状況は、近年改善傾向にあるものの、物価及び人件費の高騰や国内外の社会情勢の変化による県内経済への影響が懸念されるとともに、今後も高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増加や、金利上昇に伴う公債費の増加等が見込まれ、財政の硬直化が懸念されることから、楽観視できるものではありません。

このような財政状況の中、令和8年度は、県政運営の中期戦略計画であるみえ元気プランの最終年度を迎えます。これまで積み重ねた基礎を生かし、プランに掲げためざす姿を実現するとともに、未来のさらなる発展に向けて、効果的な取組を展開する必要があります。

令和8年度当初予算編成に当たっては、引き続き持続可能な財政運営に努めつつも、これまでの取組を検証しながら、県民の命と暮らしを守る取組をより一層進めるとともに、県政の様々な課題や県民ニーズについて県民に成果を実感していただけるよう、適切に対応されるよう要望いたします。

また、未来を拓く新たな挑戦にも積極果敢に取り組み、未来志向の予算編成にも努めるよう要望いたします。

次に、当初予算要求状況に係る調査の過程において、本委員会で特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

12月9日の総括的質疑においては、獣害対策、部活動の地域展開、当初予

算編成に向けた今後の調製方針、教育施策、県土の強靭化、地域公共交通の確保、水産業の振興、地域医療提供体制の確保などについて活発な議論がありました。

県当局におかれでは、これらの議論についても十分に留意し、令和8年度当初予算に反映できるものは最大限反映していただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案審議

○議長（服部富男） 日程第5、議案第202号を議題といたします。

提案説明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について御説明いたします。

議案第202号は人事関係議案であり、教育委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第202号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案に同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案は同意することに決定いたしました。

閉会中の継続調査

○議長（服部富男） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携交通常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携交通常任委員会

1 行財政の運営について

- 1 デジタル社会の形成について
- 1 地域振興の推進について
- 1 交通政策について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

政策企画雇用経済観光常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 国際交流について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 観光の振興について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 医療及び介護行政の推進について
- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について

1 病院事業の運営について

防災国土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 繼続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

○議長（服部富男） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（服部富男） これをもって、令和7年三重県議会定例会を閉会いたします。

午前11時8分閉会

□閉会に当たり、服部富男議長、一見勝之知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長（服部富男）　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る1月20日に開会いたしました令和7年定例会は、337日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。議員の皆様には、この1年間、提出されました諸議案をはじめ、県政の諸課題について、終始熱心に御審議いただきとともに、議事運営にも格別の御協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

初めに、8月に故三谷哲央議員、11月には故平畠武議員が御逝去されましたこと、誠に残念でなりません。両議員のお人柄をしのびながら、その意を酌んで、皆さんと共に、県政発展のため努力をしてまいる所存でございます。お二人のこれまでの御功績をたたえ、改めて心から御冥福をお祈り申し上げます。

今定例会における議案等の審議を振り返りますと、2月定例月会議では、県民の命と尊厳を守るため、困難を抱える子どもへの支援や防災・暮らしの安全・安心などに重点を置いた令和7年度当初予算のほか、三重県子ども条例の改正や三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更などについて審議・可決しました。

6月定例月会議では、米国の関税措置による影響が懸念される中小企業、農水産業者への支援、エネルギー価格の負担軽減等に対応するための補正予算のほか、児童虐待防止対策を強化するための子どもを虐待から守る条例の改正などについて審議・可決いたしました。

9月定例月会議では、令和6年度三重県水道事業会計決算をはじめとする企業会計決算を審議・認定するとともに、三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定や三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の改正などについて審議・可決しました。

11月定例月会議では、令和6年度三重県一般会計決算や特別会計決算を審議・認定するとともに、国の物価高騰対策に対応して、エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けている生活者や、医療・介護施設、農畜水産業、中小企業等の事業者に対する支援などに係る補正予算を速やかに審議・可決いたしました。

当局におかれましては、これらの審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等を十分尊重し、今後とも適切な県政運営に努められるようお願いいたします。

さて、本年5月の正副議長選挙において御推挙いただきてから、早いもので半年以上が経過いたしました。

9月には、任期満了に伴う三重県知事選挙が執行され、一見知事が再選し、9月定例月会議では、各会派の代表から2期目、今後4年間の所信や県政運営等について質問を行いました。

さらに、知事選と同日で執行された県議会議員補欠選挙では、新たに4名の議員が誕生いたしました。

また、9月には、奈良県にて開催された紀伊半島三県議会交流会議に参加し、三県議会が共同で、ツキノワグマによる人的被害への対策のための予算確保や、紀伊半島アンカールートの整備促進等について、国へ要望することなどについて合意し、要望も行いました。

10月には、議会としても、改めて人材確保に必要な取組や働き方改革について学び、議論に生かしていく必要があったことから、安心して働く職場づくりのヒントをテーマに議員勉強会を開催し、今後の働き方改革の在り方について理解を深めました。

本日、令和7年定例会が閉会となりましたが、明年1月19日からの定例会においても、二元代表制の一翼を担う議会として、県民の負託に応えるべく議会機能の充実と強化に努め、引き続き住民本位の政策決定や監視・評価、政策立案等に一層取り組んでまいりますので、皆様方の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位並びに執行部の皆様には健康に十分留意され、よいお年を迎えることをお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。 (拍手)

○知事（一見勝之） あらかじめ議長の御了解をいただいておりままでの、閉会に当たりまして、執行部を代表して、私からも御挨拶を申し上げます。

今定例会は、1月20日の開会以来、本日まで約1年にわたり開催されました。その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

昨年に引き続き、国の物価高騰対策に対応し、影響を受けている生活者や事業者に対する支援などを行い、今定例月会議においても速やかに補正予算を編成し、可決いただきました。県内経済や県民の皆様の生活を守るべく、今後も必要な経済対策については可能な限り早期に対応してまいります。

また、今定例会においては、三重県子ども条例や子どもを虐待から守る条例の改正、三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定など、予算と車の両輪をなす条例についても、御議論の上、可決をいただき、感謝申し上げます。

今後、条例に基づく推進計画や県政の諸課題に対応するための方針等の策定を進め、具体的な取組を着実に進めてまいります。

議員の皆様方におかれましては、三重県民の命と尊厳を守り、本県のさらなる発展のため、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。 (拍手)

地方自治法第123条の規定により署名する

議長 稲垣昭義

副議長 小林正人

議長 服部富男

副議長 森野真治

署名議員 辻内裕也

署名議員 松浦慶子

署名議員 世古明